

第117回役員会（臨時）議事概要

日 時 平成21年11月30日（月）10時30分～10時40分
場 所 特別会議室
出 席 者 中村，高尾，長野，櫻見，櫻井，古川，（畑中）
欠 席 者 田中，（中元）

協 議

（1）人事院勧告の対応について

標記について，総務・人事担当理事から資料1に基づき説明があった後，審議の結果，国立大学法人金沢大学役員報酬規則，国立大学法人金沢大学職員給与規程及び国立大学法人金沢大学非常勤職員給与規程について，原案のとおり改正することが決定された。

報 告

（1）時間外労働割増賃金の遡及支払の退職者等の取扱いについて

11月20日開催の役員会にて承認された，労働基準監督署の是正勧告による時間外労働割増賃金の遡及支払いで，所在の継続調査等となった標記について，総務・人事担当理事から資料（席上配付）に基づき，労働基準法第115条により，遡及支払の官報掲載日から2年後に請求権消滅として対応する旨の報告があった。

配布資料

- 資料1 - 1 役員報酬規則，職員給与規程及び非常勤職員給与規程の改正（案）について
- 資料1 - 2 平成21年度本給等改訂に伴う人件費の活用について（基本方針）
- 席上配付資料 賃金請求権の時効